

## 卒業の認定方針

### ■教育目的

教育基本法及び学校教育法に基づき、社会体育指導者、健康管理指導者、トレーナー等スポーツ関連産業従事者及び警察官、消防官をはじめとする公務員養成に関する専門教育を施し、人格の陶冶を行い、もって社会に貢献できる有為な人材育成を目的とする。

### ■卒業

修業年限以上在学して、以下に定める授業時数以上を履修し、かつ以下に定める単位数以上を修得し、卒業審査に合格した者について卒業を認める。

### ■所定の授業時間数

公務員学科1年制 850時間(31単位)

スポーツ学科 1,700時間(62単位)

公務員学科2年制 1,700時間(62単位)

### ■専門士

スポーツ学科を修了した者は、専門士(文化・教養専門課程)の称号を授与する。

公務員学科2年制を修了した者は、専門士(文化・教養専門課程)の称号を授与する。